

3 高薬衛第 1317 号
令和 3 年 10 月 12 日

各市町村水道担当（局）課長 様

高知県健康政策部薬務衛生課長

高知県水道広域支援組織の設置に係るアンケートについて

このことについて、令和 2 年 3 月に策定した「高知県水道ビジョン」において、県が主体で取り組むべき重要施策として、「水道業務の受け皿となる支援組織の検討・活用」を位置付けて、支援組織の設置に向けた検討を行っています。

支援組織設置にあたっては、設置後の運用にかかる費用負担や人的・技術的支援をお願いする場合がありますと考えられることから、今後の方針決定に活用するため、貴市町村のご意見をお伺いします。

つきましては、市町村として意思決定をしていただき下記のとおりアンケートへのご協力をお願いします。

記

- 1 提出期限：令和 3 年 10 月 18 日（月）
- 2 提出物：高知県水道広域支援組織設置に係るアンケート

提出・問合せ先：
薬務衛生課 水道担当 岩下
TEL：088 - 823 - 9577
FAX：088 - 823 - 9264
E - Mail:haruki_iwashita@ken3.pref.kochi.lg.jp

高知県水道広域支援組織設置に係るアンケート

記載方法: 着色したセルに具体的に記入してください。選択肢は該当項目に○を記入してください。

回答者

市町村名	
所属部署	
氏名	
電話番号	
連絡先メールアドレス	

設問1 高知県における水道広域支援組織が必要だと思いますか。

	① 必要
	② 不要 アンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

設問2 高知県における水道広域支援組織形態について別紙案1から案3のどの形態が良いと思いますか。

	① 案1
	② 案2
	③ 案3
	④ その他 → 具体的に記入してください。
④記入欄	

設問3 組織を設置する場合、案3>案2>案1 の順に運営する上で費用負担が大きくなります。どのくらいの負担であれば許容範囲ですか。

	① 必要な額全て
	② 任意の額(許容範囲内の最大額を記入してください。)
	③ 費用負担はできない。
	④ その他 → 具体的に記入してください。
④記入欄	

設問4 組織を設置する場合、案3>案2>案1 の順に組織で働く職員の派遣をお願いする場合があります。どのくらいの人数であれば許容範囲ですか。

	① 必要な人数全て
	② 任意の人数(許容範囲内の最大人数を記入してください。)
	③ 職員の派遣はできない。
	④ その他 → 具体的に記入してください。
④記入欄	

設問5 組織を設置に関して何かご意見がありましたらお聞かせください。(自由記載)

記入欄	
-----	--

→質問は以上です。ありがとうございました。

水道における業務内容の分類表

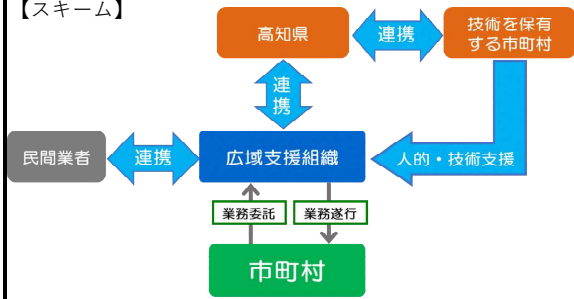
	大分類	中分類	小分類
(1)	経営・計画	経営	料金決定、水道使用者の調査、未収使用量の調査 等（調定業務）、給水停止・解除決定
		長期計画作成業務	財政計画、事業計画、更新計画、広域防災計画、危機管理計画
		調査、企画関連業務	経営に関わる調査、企画検討、調整、営業業務の企画・調査及び保全に関すること 等
(2)	管理業務	総務関連業務	例規改廃案、公告及び令達、監督官庁への報告、広報活動、普及・啓蒙、地元対策、議会対策、文書管理・庁舎管理、内部規定に関すること 等
		人事関連業務	人事管理、給与支給等事務処理 等
		財務関係業務	予算・決算業務、財産管理、資金・起債等に関わる業務 等
(3)	営業業務	窓口業務	問い合わせ対応、手続対応、窓口収納受付、顧客管理、開閉栓依頼受け付け 等
		検針業務	量水器検針、台帳管理、口座振替、検針データ管理
		料金徴収業務	料金徴収、料金請求、開閉栓・精算業務
		滞納整理	督促状送付、個別徴収、滞納者管理
		電算システム構築及び管理、検査機器管理	水道料金収納システム、財務会計処理システム 等
(4)	調査・設計・施工・監理業務	施設建設・監理関係	【対象施設：取水施設、導水管路、浄水施設、送水施設、配水設備】修繕・整備計画の策定、設計、現場管理、竣工検査、水道台帳保守管理（マッピングシステム管理）、図面関係の整備・保管、給水装置設計審査、改善指導、給水装置工事業者の指定、河川・ダムの水質調査
		その他	監督官庁への報告、占有等の許可、見学者案内
(5)	維持管理業務	運転管理業務	水運用システム運転制御・監視業務（浄水施設、排水処理施設）、廃棄物処分、水質検査、管路情報システムの整備・運用、ダム・貯水池及びその付属施設の管理運営 等
		施設保安全管理業務	日常保全業務（保全計画、建物・設備保守点検、設備・機器修繕、漏水防止業務）、大規模修繕・更新業務
		ユーティリティ管理業務	薬品類、消耗品等の調達・在庫管理、光熱水通信費調達 等
		環境対策・安全衛生管理業務	安全衛生及び衛生管理、大気測定業務、臭気測定業務、水源林の保護・保全 等
(6)	危機管理業務	危機管理業務	水質事故対策（浄水）、応急給水、応急復旧 等
(7)	その他	その他の業務	技術者派遣、全般的な相談、研修

(案) - 1

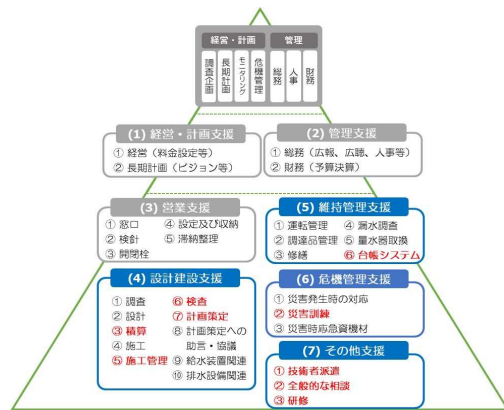
【概要】

県内事業者の高度な技術をもつ職員を既存組織に招集し、水道事業者の業務を受託する。

【スキーム】



【対象業務】



【メリット】

既存組織が活用できる可能性がある。

【デメリット】

市町村の業務委託に対して、対象業務が限定的

【類似形態】

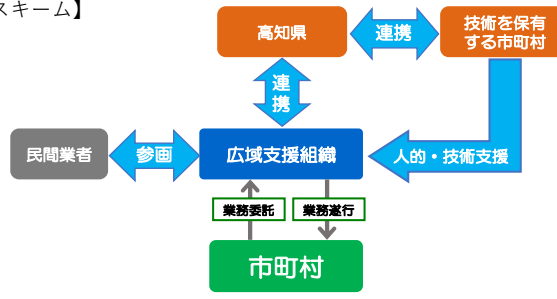
・兵庫県他多数

(案) - 2

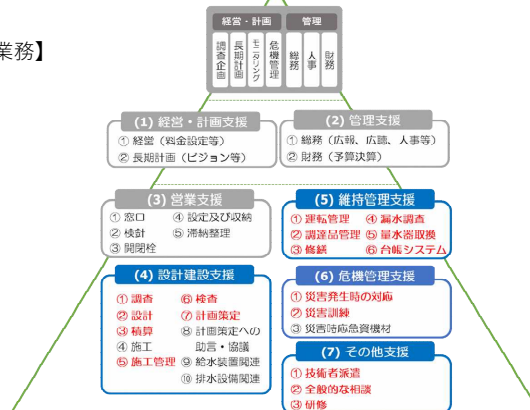
【概要】

県内事業者の高度な技術をもつ職員と民間で構成した組織を設置し、水道事業者の業務を受託する。対象業務は、水道事業者側がその都度、設定し、契約する。

【スキーム】



【対象業務】



【メリット】

水道事業者側に、選択肢が多くなる。

【デメリット】

組織の運営に係る負担大、
組織の組成や事業運営の負担大。

【類似形態】

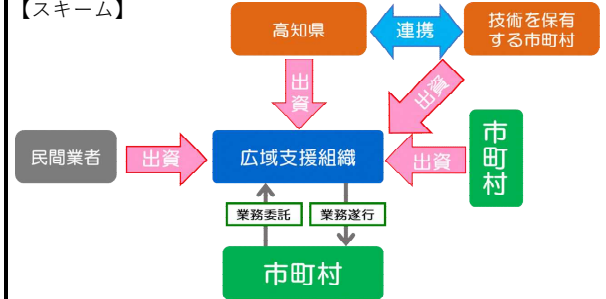
・北九州ウォーターサービス 等

(案) - 3

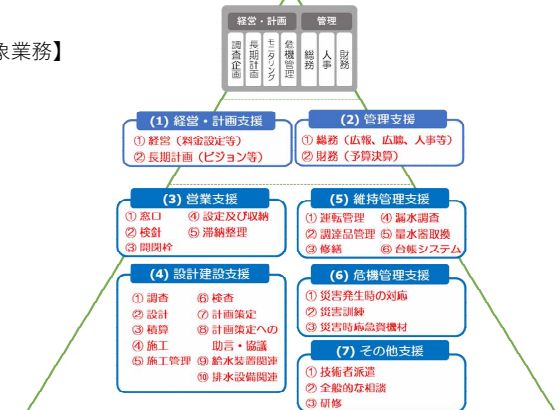
【概要】

県内事業者の高度な技術をもつ職員と民間で構成した組織を設置し、水道事業者の業務を受託する。対象業務は、組織側が設定し、事業者のニーズがあった場合に、契約する。

【スキーム】



【対象業務】



【メリット】

経営上のメリットが高いと思われる。

【デメリット】

組織がなくなった場合のリスクが高い。

【類似形態】

・荒尾SPC、水みらい広島
・中津川市JV (⇒宮側からの出資は無し)

アンケートとりまとめ

回答数：32/34

1 組織必要の有無

①	必要	28
②	不要	4

2 案1から案3のどの組織がよいか。

①	案1	16 / 28	57%	・案1で組織を作り、その後、各市町村のニーズに合わせてメニューを増やしていき、徐々に案2に近づけて行ければいい。
②	案2	8 / 28	29%	
③	案3	4 / 28	14%	
④	その他	2 / 28	7%	

(①④、②④の回答あり)

3 負担額の可否

①	全て	6 / 28	21%	・軽費削減分については負担できる。 ・民間企業に委託する額と同等以下。 ・イメージがわからない。
②	任意	3 / 28	11%	
③	不可	1 / 28	4%	
④	その他	19 / 28	68%	

(①④の回答あり)

4 職員派遣の可否

①	全て	2 / 28	7%	・1人派遣が、3市町。 ・人が減る分委託業務でカバーできるなら。 ・組織に常勤ではなく、役場の仕事と兼務できないか。
②	任意	3 / 28	11%	
③	不可	15 / 28	54%	
④	その他	8 / 28	29%	

5 ご意見

・トラブルや災害などの緊急時に相談や支援をしてもらえると小さな自治体は助かる。

・災害時対応を考えると職員数削減はできないので、メリットが限定的だ。

・まずは実現化であると思われる方策から実施するのが望ましい。

・組織は必要だが、組織に丸投げは良くないと思う。技術的な相談や訓練の支援をするようにしてはどうか。

・組織で技術を学び、ノウハウを持ち帰り町に貢献できる人材育成をお願いしたい。

・技術支援をしてもらえる仕組みがあれば良い。負担が発生する組織設置は考えていない。

・飲料水供給施設も対象にして欲しい。

・本市は県内最大規模の水道事業体で、専門的な職員や知見を有していることから、県内水道事業体をリードする中心的な役割を担っていると考えている。また、中小の水道事業体が将来にわたって事業を継続していくためには、広域化を推進していくことが有効な手段の一つであると認識している。しかしながら、水道事業の独立採算制の観点や本市の事業進捗への影響などから、費用負担や職員派遣は現状として困難であるが、例えば、広域支援組織の職員を当局で受け入れ、研修を行うなど、当局から派遣する方法以外も、今後の広域連携の関わり方について丁寧な議論を重ねていただきたい。

	要 否 形 態			金	人	意見
	1	2	3			
いの町	1	①	①	④	②	1
芸西村	2	①	①	④	④	1
佐川町	3	①	①	④	③	—
四万十市	4	①	①	④	④	—
室戸市	5	①	①	②	③	—
宿毛市	6	①	①	④	②	1
須崎市	7	①	①	②	②	1
大月町	8	①	②	①	①	—
大豊町	9	①	③	④	③	—
中土佐町	10	①	①	④	③	—
津野町	11	①	③	①	③	—
田野町	12	①	②	④	④	—
土佐清水市	13	①	①	④	③	—
梶原町	14	①	①	③	③	—
南国市	15	①	①④	④	④	—
越知町	16	①	③	④	③	—
四万十町	17	①	②④	①④	④	—
安芸市	18	①	①	④	④	—
香美市	19	①	②	①	①	—
三原村	20	①	③	④	③	—
奈半利町	21	②	—	—	—	—
仁淀川町	22	①	①	④	③	—
大川村	23	②	—	—	—	—
土佐市	24	①	②	④	④	—
土佐町	25	①	①	④	③	—
馬路村	26	②	—	—	—	—
本山町	27	②	—	—	—	—
香南市	28	①	①	①	③	—
日高村	29	①	①	②	③	—
北川村	30	①	②	①	③	—
黒潮町	31	①	②	④	④	—
安田町	32	①	②	④	③	—
東洋町	33	—	—	—	—	—
高知市	34	—	—	—	—	—